

セルフメディケーション税制が始まっています！

○セルフメディケーションって？

世界保健機関(WHO)では、セルフメディケーション(Self-medication)を「**自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること**」と定義しています。つまり、健康に生きるために、自分の身体は自分で守るということです。



○セルフメディケーション税制って？

健康の維持増進および疾病の予防への取組として**一定の取組**を行なう個人が、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、**特定の成分を含んだ OTC 医薬品の年間購入額が「合計 1 万 2,000 円」を超えるとき**、1 万 2 千円を超える部分の金額（8 万 8 千円を限度）について、税金が還付・減額される制度です。

※1 万 2,000 円を超えた金額が『戻ってくる金額』になるわけではありません。

医療費控除の特例であり、**従来の医療費控除との選択適用**となりますので、いずれか一方を選択して適用を受けることとなります。あまり医療機関を受診しない人や、市販薬で治す人たちにとってみれば、「10 万円にならないから」といって医療費控除をあきらめていた方でも下限額が 1 万 2000 円に引き下がったことにより適用できる人も増えるものと考えます。

ただし、セルフメディケーション税制を利用するには**一定の条件**が必要です。

○一定の条件とは？

以下の**3つの事項の全て**に該当する人です。

- 所得税、住民税を納めている。
- 1 年間（1～12 月）に健康の維持増進および疾病の予防への取組として申告予定者が一定の取組を行っている。（特定健康診査、予防接種、定期健康診断、健康診断、がん検診）
- 1 年間（1～12 月）で、対象となる OTC 医薬品を 12,000 円を超えて購入している（扶養家族分を合算）。



○申請の仕方

特定一般用医薬品等購入費につきこれを領収した者のその領収を証する書類のほか、この特例の適用を受ける年分において一定の取組を行ったことを明らかにする書類を、確定申告書に添付するか、又は確定申告書の提出の際に提示することになります。

○一定の取組を行ったことを明らかにする書類とは？

- ・インフルエンザの予防接種又は定期予防接種（高齢者の肺炎球菌感染症等）の領収証又は予防接種済証
- ・市町村のがん検診の領収証又は結果通知表
- ・職場で受けた定期健康診断の結果通知表（結果通知表に「定期健康診断」という名称又は「勤務先名称」の記載が必要）
- ・特定健康診査の領収証又は結果通知表（領収証や結果通知表に「特定健康診査」という名称又は「保険者名」の記載が必要）
- ・人間ドッグやがん検診を始めとする各種健診（検診）の領収証又は結果通知表（領収証や結果通知表に「勤務先名称」又は「保険者名」の記載が必要）

上記の記載のある領収証や結果通知表を用意できない方は、勤務先又は保険者に一定の取組を行ったことの証明を依頼し、証明書の交付を受けることができるかと思えます。

○対象となる医薬品

医療用医薬品から転用された 83 成分を含む OTC 医薬品（要指導医薬品および一般用医薬品）です。厚生労働省ホームページに対象となる OTC 医薬品の品目名が掲載されています。



対象製品のパッケージにセルフメディケーション税制の対象製品であることを示す識別マークが表示されているものもあります。また、対象製品を購入した際にはレシートに対象製品であることが表記されます。

OTC 医薬品を購入した際のレシート（領収書）は、こまめに保管しておく習慣をつけましょう！



○減税となる金額について（モデルケース）

例：一定の取組を行った所得税率 20%の申告者が、対象製品を年間 5 万円購入した場合、

・所得税（国税）分：

$(5 \text{ 万円} - 1 \text{ 万 } 2,000 \text{ 円}) \times 20\% = 7,600 \text{ 円}$

・翌年度の住民税（地方税）分：

$(5 \text{ 万円} - 1 \text{ 万 } 2,000 \text{ 円}) \times \text{個人住民税率 } 10\% = 3,800 \text{ 円}$

・減税額：所得税＋住民税＝11,400 円

11,400 円が減税（戻ってくる）金額になります。

まず、セルフメディケーションって何？

世界保健機関(WHO)では、セルフメディケーション (Self-medication) を「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること」と定義しています。つまり、健康に生きるために、自分の身体は自分で守るということです。

セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)は、健康の維持増進および疾病の予防への取組として一定の取組を行なう個人が、平成 29 年(2017 年)1 月 1 日以降に、「**スイッチ OTC 医薬品**(要指導医薬品および一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品)」を購入した際に、その購入費用について所得控除を受けることができるものです。

1 万 2000 円以上購入した場合、最大 8 万 8000 円まで所得から控除されます！

スイッチ OTC 医薬品は、具体的には「ロキソニン S」「アレジオン 10」「イノセアバランス」などが該当します。対象医薬品の詳しい内容は「[セルフメディケーション税制対象医薬品 品目一覧\(全体版\)](#)」で確認できるので要チェックです！

スイッチ OTC 医薬品の控除が受けられるようになるのは 2017 年の申告分から。今年はおつこつ領収書をためておきましょう。

ちなみに、セルフメディケーション税制は医療費控除の特例であり、**従来の医療費控除との選択適用**となりますので、いずれか一方を選択して適用を受けることになります。

したがって、セルフメディケーション税制の適用を受けることを選択した納税者は従来の医療費控除を受けることができず、従来の医療費控除を受けることを選択した納税者はセルフメディケーション税制の適用を受けることはできませんので注意してください。